資料４－３

救急病院等に関する（新規・更新）申出について　（報告）

記

　１．申請のあったすべての医療機関は、救急病院等を定める省令第１条に規定される救急病院として適当と認められる。

　２．申請のあったすべての医療機関は、消防局等からの救急要請に対して円滑な受け入れに努めなければならない。

　３．医療法人　仁悠会　吉川病院を救急告示病院として認定するにあたっては、当該病院は、救急協力診療科や体制確保状況を見直す等し、大阪府の救急告示病院認定基準における救急搬送件数受入件数の基準を満たす必要がある。

